

令和7年度 東広島市立高屋中学校 生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、本校で学校教育を受ける生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が次世代を担う生徒の健やかな成長を願うために見通しを持った生徒指導について共通認識・共通理解を図るためのものである。

(目的)

第1条

この規程は、本校の学校教育目標を達成するためのものである。望ましい学校生活を送るという観点から、学習や生活の場面において、生徒の健康や安全に留意し、必要な事項を定めたものである。なお、教育上の配慮が必要な場合等については、この限りではない。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。

社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校する。また、自転車通学違反については、自転車通学規程に基づき指導をする。

(1)徒歩通学は、マナーを守り通学路を通る。

(2)自転車通学は、自転車通学許可ルールに従い安全に留意して通学路を通る。自転車通学距離は1.5 km以遠とする。

①ヘルメットは記名の上、着用する。

②安全確保の面から、ノーヘル、2人乗り、校内乗車等、自転車通学許可違反については、特別な指導の対象とし、改善が見られない場合は自転車通学を禁止する。なお、一列走行を遵守し、横断歩道・踏み切りは押して渡る。

③自転車については、反射板、反射シールを付け、荷台のあるものとする。原則として、マウンテンバイク・電動付きアシスト自転車は使用しない。ハンドル等の改造は禁止する。

④駐輪時には自転車に必ず施錠する。

⑤雨天時は合羽を使用する。色は白、またはクリーム色とし、使用後は自転車にかけておく。

(3)JR公共交通機関による通学は、他の利用者の迷惑にならないように通学する。

(4)スクールバスによる通学は、運転手の迷惑にならないよう注意事項を理解し利用する。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登校などに関する規定を定める。

- (1)登校時間は8時10分とし、登校後は準備をして着席する。
- (2)欠席の場合は8時10分までに、保護者が欠席理由を学校に連絡する。
- (3)遅刻の場合は8時10分までに、保護者が遅刻理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告に来る。
- (4)早退の場合は保護者が早退理由、時間などを学校に連絡する。また、病気などで学校より早退させる場合は必ず保護者連絡をする。
- (5)外出は、原則登校後は認めない。
特別な理由がある場合は、職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、社会の一員として、また中学生として、時と場面と場合に応じたものとなるよう次のことを指導する。指導をしても、改善が見られない場合は、現状の回復を図るため特別な指導をする。

(1)不自然な髪型

パーマ・染色・脱色・そり込み・ツーブロック・アシンメトリー・ソフトモヒカンなどはしない。また、すいて立たせたり、整髪料を使用したりしない。ただし、ストレートパーマ（縮毛矯正）などについて、生徒及び保護者による事前の相談があり、教育上の配慮が必要であると認められる場合は、生徒及び保護者の申請に基づき許可をする。

① 男子生徒

前髪は目にかからない程度の長さ、横髪は耳に、後ろ髪は襟にかからない長さとする。

② 女子生徒

前髪は目にかからない程度の長さとする。後ろ髪については、肩（襟付け線）まで伸びたら結ぶ。位置は耳の高さ以下とし、1つまたは、2つで結ぶ。ゴムの色は黒・紺・茶で装飾のないものとする。髪を止める場合は、ヘアピンを使用してもよい。ただし、色は黒・紺・茶で装飾のないものとする。また、ヘアピンのクロスは禁止とし、耳の横に髪が垂れないようにする。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

- (1)色つきリップクリーム・マスカラなどの化粧類はしない。
- (2)マニキュアなどの装飾はしない。
- (3)ピアス、ネックレス、ミサンガ等の装身具はしない。
- (4)かばんやリュック、筆箱等はぬいぐるみの形状などの華美なものを使用しない。また、それらにキーホルダーやマスコット類をつけない。
- (5)日焼け止め、リップクリーム、制汗シートを持参しても良い。ただし、上記のものはすべて無色・無香料のもののみとする。
- (6)眉毛を剃ったり抜いたり等、加工はしない。

- (7)携帯電話、ゲームなどの持ち込みは禁止とする。違反があった場合は学校が預かり保護者に返す。
- (8)健康管理の面から、水筒に水またはお茶を入れて持参してもよい。スポーツドリンクについては、前期及び土日、祝祭日や長期休業中の期間において持参してもよい。ペットボトルについては補充のみ可とする。
- (9)その他、鏡など学校生活に必要なものは持参しない。

(身なり等)

第6条 身なりについては、制服はフォーマルウェアであるという観点から、学校が定める制服を正しく着用するよう次のことを指導する。

(1)服装

- ・学校指定のブレザー、スラックスまたはスカートを着用する。
- ・スラックス着用の際は、ベルトを着用する。色は黒・紺・茶とする。
- ・学校指定のポロシャツを着用する。
- ・ポロシャツの下に肌着を着用する。色は白・黒・紺・灰色の単色とする。
- ・ポロシャツの上にVネックのベスト、セーター、カーディガンを着用してもよい。色は白・黒・紺・灰色の単色とする。
- ・ボタンはブレザー・ポロシャツに関わらず全て留める。
- ・部活動の朝練習や部活動後などの場合、教職員の許可があれば、体操服や部活動の服装での登下校を可とする。(冬季のみハーフパンツでの登下校は不可)
- ・冬季(11～1月)は登下校時にウインドブレーカーを着用する。ただし、17時より早く下校する場合はこの限りではない。

(2)通学靴

- ・白の運動靴とする。(白以外のワンポイントやラインは不可)
- ・ミドルカット、ハイカットのものは禁止。

(3)靴下

- ・男女とも色は白・黒・紺の単色とする。(ワンポイント可 [2.5cm 四方以下])
- ・長さはくるぶしが隠れる長さから膝下までのものとする。ルーズソックス、くるぶしソックスは禁止。

(4)名札

- ・学校指定の名札を左胸につける。

(5)その他

- ・手袋、マフラーは華美にならないものとする。
- ・ネックウォーマーは無地で色は白・黒・紺・灰色とする。ワンポイント可。

第3章 校外での生活に関すること

本章での指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り指導する。同一指導を繰り返す生徒の場合、特別な指導を行う。

第7条 校外の生活については、次のことを指導する。

(1)生徒だけでの市外への外出

(2)生徒だけでの娯楽施設などへの入店

- ・飲食店

- ・ゲームセンター、インターネットカフェ、マンガ喫茶、ボウリング場、映画館、カラオケボックス、大型店舗内、コンサート

- *保護者同伴（常に保護者の目の届く場所にいること）

(3)生徒だけでの外泊、夜間徘徊

- *保護者同伴